

「生物多様性の価値評価に関する検討会」

設置要綱

(検討会の設置)

第1条 生物多様性の保全に対する民間資源動員拡大に向けた価値取引等も見据え、まずもって我が国の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価のあり方について検討を行うことを目的とし、有識者・民間団体等からなる有識者会合として、「生物多様性の価値評価に関する検討会」(以下「本検討会」という。)を設置する。

(検討内容)

第2条 本検討会は、前条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

- (1) 我が国の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価の手法
- (2) 価値評価の基盤となるデータ
- (3) その他(1)(2)の検討に関する事項

(委員等)

第3条 本検討会の委員は、別添のとおりとする。

- 2 本検討会には座長を置くものとし、座長は委員の中から事務局が指名する。
- 3 座長は、議長として本検討会の円滑な運営と進行を総括する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

(運営)

第4条 本検討会の事務局は、環境省自然環境局自然環境計画課及び国立研究開発法人国立環境研究所に置く。本会に関する資料の作成に加え、謝金や会議室の手配等の庶務は、請負業務を通じて事務局が行う。

- 2 本検討会は原則公開とする。本検討会の議事録は、委員の確認を得たのち、環境省ホームページにおいて速やかに公表する。
- 3 その他検討会の運営に際し必要な事項は、事務局が座長と相談の上定めるものとする。

(附則)

第5条 この要綱は、令和7年9月17日から施行する。

【別添：委員一覧（座長○）】

氏名	役職等
高川 晋一	公益財団法人日本自然保護協会 自然のちから推進部 主任
中静 透	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 理事長
中村 圭吾	国立研究開発法人 土木研究所 流域水環境研究グループ グループ長
○中村 太士	北海道大学 名誉教授
橋本 禅	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
原口 真	MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 フェロー
三橋 弘宗	兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員
森 章	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
吉田 丈人	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授

（五十音順、敬称略）

【事務局】

環境省自然環境局自然環境計画課

国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域（角谷 拓、久保 雄広）

気候変動適応センター（西廣 淳）

【オブザーバー】

国土交通省総合政策局環境政策課

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ